

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書 変更同意書

令和7年2月1日現在

利用者（以下「利用者」という）と事業所（以下「事業所」という）の間で締結した契約書及び説明・同意した重要事項説明書に関し、以下のとおり内容を変更します。

変更内容

1. 所在地の変更

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町 **2番地1**

2. 職員体制の変更

所長（1名）・所長補佐（1名）・保健師（2名）・**主任介護支援専門員（3名）**
介護支援専門員（2名）・社会福祉士（1名）・主事（1名）・**事務員（1名）**

3. 下記条項を追加させていただきます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等について

介護予防支援の内容	介護保険適用の有無	1カ月当りの利用料
(1) 介護予防サービス・支援計画書作成	(1)～(7)は、一連業務として介護保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業費支給の対象となるものです。	全額給付されるため自己負担はありません) ※ただし、実施地域以外の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者へ請求する場合があります。
(2) 事業者との連絡調整		
(3) サービス実施状況の把握、評価		
(4) 利用者状況の把握		
(5) 給付管理		
(6) 要介護認定等の申請に対する協力、援助		
(7) 相談業務		

※利用者またはそのご家族は、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を伝えるようにお願いします。

通常の実施地域について

通常の事業の実施地域は、黒石市とします。

虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための会議の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

権利擁護に関する措置

黒石市ハラスメント防止指針等に基づき、必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための会議の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するために計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

重要事項内容 変更説明日

年 月 日

事業者から上記内容に説明を受け、同意しました。

<本人> 氏名 ㊞

住所

<家族又は代理人> 氏名 ㊞

住所

上記内容をご利用者様及びご家族様又は代理人へご説明させていただきました。

黒石市地域包括支援センター

説明者 職名 _____

氏名 _____ ㊞

業務委託先居宅介護支援事業者（＊１、＊２）

法人 _____

事業者名 _____

担当介護支援専門員 _____ ㊞

＊１ 業務委託先居宅介護支援事業者による利用者への説明について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、あくまでも利用者と黒石市地域包括支援センターの間で契約が結ばれるものですが、センターと居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」という。）との間で介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務委託契約が締結された場合には、センターに代わり直接に受託事業者がご本人等と面接等を行い、契約手続き・各種説明を含めて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することになります。その場合には、＊２のとおり、受託事業者による記名が行われることになります。

＊２ 業務委託先居宅介護支援事業者欄は、＊１のケースで利用者が受託事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入するものとします。